

# 貸切バス事業者安全性評価認定制度について

## ◆貸切バス事業者安全性評価認定制度の概要

貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施。

認定事業者は、運行する貸切バスの車体や自社のホームページ等に「SAFETY BUS」(セーフティバス)マークを掲示し、認定事業者であることをPRすることが可能。

日本バス協会及び国土交通省のホームページ上で認定事業者の一覧を閲覧可能。認定又は認定取消しの都度更新。

【参考】平成25年9月20日現在の認定事業者

認定事業者数 535者(約 12%)

認定事業者の車両数 15,757両(約33%)

※ ( )内は貸切バス事業者数、車両数に対する割合



「SAFETY BUS」(セーフティバス)マーク

### ◆評価認定の方法

以下の項目について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において評価認定。

#### ア) 安全性に対する取組状況 (配点60点)

(例)◇法令順守事項について適切に取組まれているか (全てクリアすることが必要。クリアしないものは申請却下)

◇法令順守事項よりも高いレベルでの取組を行っているか

- ・ 記録機能を有するシステム化されたアルコールチェッカーを使用して厳正な点呼を行っているか
- ・ デジタル式運行記録計を活用しているか
- ・ ドライブレコーダーを導入して教育・指導を行っているか 等

#### イ) 事故及び行政処分状況 (配点20点)

- (例) ・ 過去2年間に有責の死傷事故が発生していないか
- ・ 過去1年間に転覆等の事故が発生していないか
  - ・ 行政処分による累積点数を配点から差し引く 等

#### ウ) 運輸安全マネジメントの取組状況 (配点20点)

- (例) ・ 輸送の安全確保の責任体制
- ・ 安全方針の策定と全従業員への周知徹底
  - ・ 安全に対する会社を挙げての取組み 等

### ◆評価認定制度の更新申請(キャリアアップ)

(有効期間:2年間)

- 認定種別 ⇒ 一ツ星、二ツ星、三ツ星の3種類
- 初申請の事業者の得点が
  - ・ 60点以上 ⇒ 一ツ星取得
  - ・ 59点以下 ⇒ 却下
- 更新時に、一ツ星事業者の得点が
  - ・ 80点以上 ⇒ 二ツ星に昇格
  - ・ 60点以上79点以下 ⇒ 一ツ星のまま
  - ・ 59点以下 ⇒ 認定無効
- 更新時に、二ツ星事業者の得点が
  - ・ 80点以上 ⇒ 三ツ星に昇格
  - ・ 60点以上79点以下 ⇒ 一ツ星へ格下げ
  - ・ 59点以下 ⇒ 認定無効